提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
29	軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定	福岡県	1~6
	都市への移譲	IMI-17K	
17	へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けることを可能と	徳島県	7~11
	する見直し	io and M	
16	介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見	指定都市市長会	12~17
	直し	(仙台市)	
35	 生活保護費返還金等の徴収・収納事務の私人委託	船橋市	18~20
42	狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿の管理の見直し		
		出雲市	21~31
6	 障害児通所給付決定の有効期間の見直し	熊本市	32~42
7	 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置す	伊佐市	43~51
	べき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し	米子市	52 ~ 61
		火 上山	32.901
9	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用に係る	指定都市市長会 62~69	
	施設基準の見直し	(岡山市)	32 00
22	地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡	兵庫県	70 ~ 80
	張に係る運用の弾力化	大學乐	

〈事務・権限の

軌道法・鉄道事業法に基づく 都道府県事務・権限の 政令市への移譲







1一① 軌道法における事務の現状

軌道法に基づく軌道

※本頁中凡例 軌道法…法、軌道法施行令…令、軌道法施行規則…規則

- ○原則として道路に敷設されるもの(例:路面電車・道路上の都市モノレール等)
- ○法は、道路行政と運輸行政の側面を有し、国では道路局と鉄道局で共管

道路行政に関する事務・権限 … 本省道路局と知事が行う

運輸行政に関する事務・権限 … 本省鉄道局と地方運輸局が行う

運輸行政

【鉄道局(地方運輸局経由)特許等】◆

- ・軌道事業の特許(法3条)
- ・起業目論見書諸記載事項変更の認可(令4条)
- ・会社合併又は分割の認可(法22条)
- ・軌道事業の休止又は廃止の認可(法22条ノ2)

など

道路行政

【道路局(知事経由)認可等】

- ・工事施行の認可(法5条)
- ・線路又は工事方法書(※)記載事項変更のうち 大臣案件の認可(令6条)
- ・車両設計の認可(規則13条ノ2) など

【知事認可等】

- ・線路又は工事方法書(※)記載事項変更のうち 知事案件の認可(令6条)
- ・車両設計の変更の認可(規則13条ノ3) など
- ※知事案件は運輸局協議が必要なものあり

※工事方法書 記載事項例

- -動間
- •軌道中心間隔
- •最小曲線半径•最急勾配
- ·軌道構造
- ·停留場
- •車庫•車両検査修繕施設
- •信号保安設備
- 車両
- ・送電線路・配電路 など に関する事項

道路法による道路管理との関係

- ○軌道事業の特許(法3条)を受けた軌道経営者は、道路管理者による道路占用の許可を受けた ものとみなされる。(法4条)
- ○軌道経営者が工事の施行に関する認可(令6条など)を受けたときは、道路管理者による道路 の工事に関する許可や承認を受けたものとみなされる。(法6条)

1-2 政令市内における軌道法事務の問題点

ア 道路管理者と許認可権者が異なることによる事務の非効率

- ○**軌道法では、政令市内の軌道も、知事が管理する道路がない**にもかかわらず、道路行政の一環として、知事が軌道工事に関する軽微な認可事務などを実施(軌道法施行令6条など)
- ⇒ 知事は、政令市内の軌道法の事務を行う際、政令市内の道路の状況を改めて把握する ○ こととなり、確認に時間を要する要因となるなど事務が非効率である
 - ・都道府県の負担 ⇒ 事業者からの説明聴取、上司への内容説明、 各管理者への確認(必要な場合)
 - ・事業者の負担 ⇒ 直接関係のない県に来庁・説明する必要性

イ 軌道経営者の利便性

- ○**政令市内の軌道経営者が各種申請等を行う際には、軌道を敷設する道路の主な道路管理者と**なっている政令市長ではなく、管理する道路のない知事が窓口となる
 - ⇒ 多くの場合、政令市内の軌道経営者の事業所は当該政令市内にあり、より身近な市役所を窓口とできることは、軌道経営者の利便性の向上につながる

∴<u>政令市が処理する方がメリットが多い</u>